

現  
行

○留 学

- ・大学の判断により、履修できる授業科目や単位認定の方法等、大学間で協議を済ませた外国の大学で学修することをいう。大学の判断で修業年限に通算することが可能。
- ・上記によらず、学生が個人として在学中に休学し、外国の大学で学修する「休学留学」の場合、修業年限には通算できない。

ダブル・ディグリー

共同教育プログラム

○単位互換協定

- ・国内大学間と同様に、我が国の大学が外国の大学又は短期大学と単位互換協定を結んだ場合、留学等により修得した単位について、自大学で修得したものとみなすことができる。
- ・昭和47年の制度発足当初は学士課程の場合、30単位が上限であったが、現在は60単位まで認められている(修士課程は10単位が上限)。

○外国大学日本校の指定制度

- ・外国大学の日本校のうち、当該外国の学校教育制度において当該外国大学の一部と位置付けられているものを指定し、当該外国大学に準じて取扱うことを可能とする制度。
- ・上記制度により、我が国の大学院への入学資格、大学への転学、大学等との単位互換について国内の大学と同様に認めている。(H25.8末現在、4校)

○海外キャンパス

- ・我が国の大学が外国において学部、研究科、学科等の組織を置いて教育活動を行う場合、大学設置基準等を満たしたものについては我が国の大学の一部(海外校)として位置付けることを可能とするための制度。
- ・海外オフィスや交流拠点は多くの大学が設置しているが、海外キャンパスの活用事例はまだ無い。

新  
規

◇ジョイント・ディグリー

- ・連携する大学間で開設された共同プログラムを修了した際に、複数の大学が共同で単一の学位を授与する制度で、欧州を中心に発展。
- ・我が国においては、国内の大学間では「教育課程の共同実施制度」によりすでに共同の教育課程編成及び学位授与が可能となっている。

◇海外サテライト(仮称)

- ・上記の海外キャンパスのように学部・学科等の大規模な組織は設けず、国内のサテライトキャンパスのように簡易な方法で海外展開を可能にする制度。
- ・一方で、外国における学生の学修環境の確保等、展開される教育の質にも十分配慮することが求められる。

## 海外キャンパス(海外校)制度について

### (1) 制度

平成17年に大学設置基準を改正し、平成20年に大学の海外校に関する告示を制定した。  
海外校制度の創設により以下のことが可能となり、日本国内のキャンパスと同様のことが行えるようになっている。

- ① 我が国の大学の学部、研究科、学科等の教育研究組織(海外校)を外国に設置すること
- ② 外国に設置した学部等において、教育課程の全てを実施すること  
(海外校のみで我が国の大学の卒業と学位の取得が可能)
- ③ 外国に設置した学部等において、教育課程の一部を実施すること  
(国内校の教育課程の履修と合わせて我が国の大学の卒業と学位の取得が可能)

### (2) 現状

ただし、現状においては同制度の活用件数は0件であり、その理由として、

- ① 海外校については、我が国の学校教育法や大学設置基準等が適用されるため、原則としてこれの法令の規定を満たす必要があり、国内の設置認可と同様の設置認可が求められていること。
- ② 日本の学位の他に、海外校が所在する外国の学位を授与するためには、上記①に加えて当該国における許認可が必要とされ、多くの労力が必要であること  
などが考えられる。

### ○ 大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)(抄)

(外国に設ける組織)

第五十条 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国に学部、学科その他の組織を設けることができる。

### ○ 大学の海外校に関する告示(平成20年文部科学省告示第103号)(抜粋)

一 大学が外国に設ける学部、学科その他の組織(以下「外国組織」という。)における専任教員数は、次に定めるところにより、大学設置基準第十三条の規定を適用して得た数とすること。

イ、ロ (略)

二 外国組織において、当該外国組織を設ける大学の教育課程の全部又は一部として、授業科目が恒常的に開設されていること。

三 前号に規定する授業科目の履修により修得する単位を卒業の要件として修得すべき単位の全部又は一部として外国組織を設ける大学が授与する学位の種類及び分野(学位の種類及び分野の変更等に関する基準(平成十五年文部科学省告示第三十九号)別表第一に掲げる学位の種類及び分野をいう。以下この号において同じ。)が、当該大学が我が国において授与する学位の種類及び分野と同一のものであること。

四～六 (略)